

旅館業のてびき



東京都多摩府中保健所生活環境安全課から資料提供
いただいた手引きを岡山市用に編集しています。



岡山市保健所衛生課 環境衛生係
〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1
電話 086 (803) 1258

旅館業法の許可が必要な施設とは？

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目の全てに該当する場合です。会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても下表の要件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となる場合がありますので、保健所に相談してください。

1 宿泊料を受けていること（法第2条）

※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。

2 寝具を使用して施設を利用すること（法第2条）

※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。

3 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること

（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）

※ 宿泊者が、簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合も、維持管理責任が、営業者にあると考えます。

4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）

法令等根拠の省略

法	： 旅館業法
施行令	： 旅館業法施行令
施行規則	： 旅館業法施行規則
条例	： 岡山市旅館業法施行条例
細則	： 岡山市旅館業法施行細則
通知	： 国の通知による指導基準

例 法3-2-(1)、法第3条第2項第1号

旅館業ひとくちメモ 旅館業法と賃貸借契約

旅館業と関連するものとして、借地借家法に規定する定期借家契約というものがあります。定期借家契約では、契約期間を自由に設定することができることから、契約期間を1日とした定期借家契約を締結することも可能です。

旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結していることを理由に、生活の本拠があると判断することはできません。実際には、利用形態を考慮して、生活の本拠があるかを判断する必要があります。ウィークリーマンション等も旅館業の許可が必要になりますので注意してください。

法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業の種別

- ▶ **旅館・ホテル営業** ・ ・ ・ ・ ・ 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
(法第2条第2項)
- ▶ **簡易宿所営業** ・ ・ ・ ・ ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。いわゆるカプセルホテルや山小屋など1つの客室を多数人で共用する場合がこれにあたります。
(法第2条第3項)
- ▶ **下宿営業** ・ ・ ・ ・ ・ 施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
(法第2条第4項)

●民泊とは？

法令上の明確な定義はありませんが、宿泊料を受け人を宿泊させる営業・事業のことをいいます。これらの営業・事業を行う場合には旅館業法に基づく「旅館業」の許可を取得、又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業※」の届出をする必要があります。

※住宅宿泊事業 旅館業営業者以外の方が宿泊料を受け、住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年で180日を超えないもの。

営業種別基準等と主な相違点

項目	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
客室の床面積	1客室の床面積7㎡以上※ ※ 寝台(ベッド)を置く場合は、9㎡以上	延べ床面積33㎡以上※ ※ 宿泊者を10人未満とする場合は、1人当たり3.3㎡以上
玄関帳場等	<p>玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、以下のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事故の発生その他緊急時に迅速な対応を可能とする設備を備える。</p> <p>② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認ができる設備を備える。</p>	<p>玄関帳場の設置の義務付けはないが、管理事務所その他適当な場所において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。</p> <p>管理事務所から速やかに駆け付けることができること。(1km、概ね徒歩10分の範囲) 【旅館業における衛生等管理要領、市通知】</p>
浴室	入浴設備を有する。(近隣に浴場等入浴設備があり、入浴に支障を来さないと認められる場合を除く。)	
営業許可証の掲示	営業施設内の見やすい場所に旅館営業許可証を掲示する。	
洗面所・便所	洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。適当な数の便所を有すること。便所の手洗い設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。	

旅館業許可までの手続き

施設完成時、検査済証により建築基準法に適合した建築物であること及び消防法に適合した消防法令適合通知書について写しの提出をお願いします。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
また、相談される際は、日程の調整にご協力をいただければ幸いです。
なお、関係機関にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、書類が必要です。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許可

書類審査及び検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会先及び情報提供

情報提供

消防、建築、開発など関係課へ情報提供。各課等で手続き。

照会

申請書を受理した後、施設の許可について教育機関・警察等に意見を照会することがあります。

回答書

照会した機関からの回答書を受理します。



許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請に必要な書類等】

- 旅館業許可申請書（施設・構造設備の概要）
 - 申立書（法第3条第2項各号に該当することの有無）
人的要件の有無について（法人の場合は役員全員分が必要）
 - 見取図（半径100メートル以内の住宅、道路、学校等
が記載されたもの）
 - 配置図、各階平面図、立面図
 - 給水給湯系統図
 - 登記事項証明書（法人の場合）
 - 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - 本人確認ができる書類の写し（個人の場合）
 - 申請手数料
- | | |
|-------------|---------|
| 旅館・ホテル営業 | 23,000円 |
| 簡易宿所営業、下宿営業 | 15,000円 |

その他必要に応じて、以下の書類が必要です。

- 共同浴室がある場合、浴室の配置図、平面図並びに
2面以上の立面図及び断面図
- 共同浴室において、循環式浴槽を設置する場合にあって
はろ過系統図
- フロント業務について無人代替えシステムを導入する
場合は、概要等がわかる書面

※基本的に添付書類については、約3か月以内に発行された原本の提出を求めています。許可申請時に原本照合したうえで、原本の返却は可能です。その場合には、あらかじめ原本の写しも持参してください。

【許可までに提出をお願いしたい他法令の書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し
- 消防法令適合通知書の写し

客室の面積の考え方は？

客室とは？

客室は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込等であって、床の間、押し入れ、共通の廊下、共用の設備及びこれに類する場所を除く。）をいい、原則として壁、ふすま、またはこれらに類するものを用いて区画されたものをいいます。

構造部分の合計床面積とは？

営業の種類		構造部分の合計床面積基準	
旅館・ホテル営業	施行令第1条第1項	1客室の構造部分の合計床面積	7m ² 以上 (寝台を置く客室にあっては、9m ² 以上)
簡易宿所営業	施行令第1条第2項	客室の構造部分の合計延べ床面積	33m ² 以上 (宿泊者の数(2人以上)を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること)

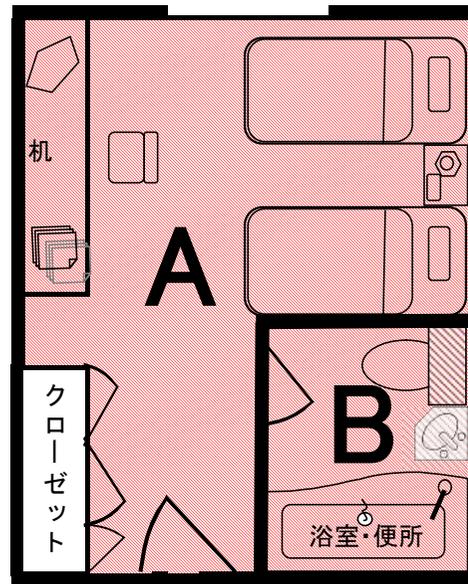
【構造部分の床面積の算定方法】

構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所、その他宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積です。

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、内のみで算定します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間、押し入れ等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。

簡易宿所営業の場合、共用部分の面積は除きます。



旅館・ホテル営業の客室例

建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！
構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

旅館業法に基づく構造設備の基準

施行令第1条第1項（旅館・ホテル営業）、同条第2項（簡易宿所営業）

- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること（近接の公衆浴場を利用する場合は、徒歩5分圏内程度が望ましいと考えます。）。
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 適当な数の便所を有すること。
- 岡山市旅館業法施行条例で定める構造設備の基準に適合すること。
 - ・給水・給湯系統図については、図面に給水は—（青色の線）、給湯は—（赤色の線）を引いて系統を示してください。
 - ・共同浴室において、循環式浴槽及びろ過装置を設置している場合は、系統図及び装置の概要がわかる書類を添付してください。

玄関帳場等の設備に関する考え方は？

「旅館・ホテル営業」の施設における、『玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備』に関する規定は以下のとおりです。

施行令第1条第1項第2号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

施行規則第4条の3（厚生労働省令）

以下のいずれにも該当すること。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

【考え方】

○玄関帳場（フロント等）を設置する場合

- ・施設の出入口、または宿泊しようとする方が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方が必ず応接できる構造としてください。
- ・営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認められません。

○玄関帳場（フロント等）を設置しない場合、規則第4条の3のいずれにも該当する必要があります。

玄関帳場等の具体例

○宿泊しようとする方との面接に適する玄関帳場（フロント等）を設ける場合

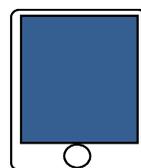
- ☆ 施設の出入口または宿泊しようとする方が宿泊施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方が必ず応接できる構造

○玄関帳場を設けず、ICT機器などの設備を設ける場合

- ☆ 宿泊者に緊急を要する事態等が発生した際に、宿泊者が施設従業者・管理会社等に緊急通報するために、客室、通路等に電話機等の通信設備を設置している。
また、宿泊者からの求めに応じて、施設従業者・管理会社が徒歩・車等の手段を用いて、おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を整えている。
- ☆ 施設従業者等が宿泊者の顔、宿泊者名簿の正確な記載を画像により鮮明に確認するため、施設等にテレビ電話やタブレット端末を備え付けている。
- ☆ 宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況確認を、鮮明な画像により常時確認することができるビデオカメラ等を営業者自らが設置している。
- ☆ 鍵の受渡しを適切に行うことも必要です。

ICTとは？

「Information and Communication Technology」の略語で、「情報通信技術」と訳されております。
(例 宿泊客や宿泊者名簿が確認できるタブレット端末、テレビ電話機 等)



緊急連絡があってから、おおむね10分程度で駆けつけること

設置場所に関する意見照会について(法第3条第3項、第4項)

許可申請施設の設置場所が、下記施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

法第3条第3項に該当する施設とは

- 1 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園【法3-3-(1)】
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設【法3-3-(2)】
- 3 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの【法3-3-(3)】



岡山市旅館業法施行条例第4条

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）の規定による図書館
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）の規定による博物館及び博物館に相当する施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主として児童若しくは生徒の利用に供され、又は多数の児童若しくは生徒の利用に供される社会教育施設で市長が指定するもの

岡山市立少年自然の家、岡山市立犬島自然の家、岡山県総合グラウンド、岡山ドーム、岡山芸術創造劇場、岡山市民会館（令和6年3月31日まで）、岡山シンフォニーホール、建部町文化センター

許可要件

○旅館業法(抜粋)

[昭和23年7月12日法律第138号]

(営業の許可)

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 四 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

旅館業の許可を取得するに当たり、旅館業法第3条第2項第1号～第8号に該当しないことを確認していただき、申立書に署名・押印してください。

また、法人で申請される場合は、申立書に役員全員(監査役等を含む)の署名・押印が必要です。

なお、法人の場合は、法人(本社)の所在地、会社名、代表者の役職名及び氏名の欄に署名していただき、会社の代表者印を押印してください。

旅館業法施行規則第1条の2の新設

法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

岡山市関係課の一覧

内 容	お問い合わせ先	
都市計画法関係	開発指導課	086-803-1452
消防法関係(火災報知器、避難経路の表示等の設置) 	消防局予防課 北消防署 中消防署 南消防署 西消防署 東消防署	086-234-9974 086-226-1119 086-275-1119 086-262-0119 086-256-1119 086-942-9119
建築基準法関係 (用途地域、非常用照明器具の設置方法等)	建築指導課	086-803-1444 086-803-1446
水質汚濁防止法関係	環境保全課水質係	086-803-1281
廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係 (ゴミの処理等)	環境事業課(一般廃棄物) 産業廃棄物対策課(産業廃棄物)	086-803-1298 086-803-1303
食品衛生法関係(宿泊者への食事等の提供)	保健所衛生課食品衛生係	086-803-1257
下水道法関係(特定施設の設置等)	下水道施設管理課水質管理係	086-948-0651

その他手続きが必要となる場合がありますので、ご自身でご確認願います。

旅館業の維持管理

旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。(法第4条)
法令等で定められている内容は次のとおりです。



管理・帳簿類

◇宿泊者名簿を備えること【法6-1】

- 必要な項目は、氏名、住所、連絡先、年齢、宿泊年月日時刻、出発年月日時刻です。
【法6-1、市細則8】
- 日本国内に住所をもたない外国人宿泊者の場合は、国籍・パスポート番号についても記載が必要です。【施行規則4の2-(3)】
正確を期すため、パスポートのコピーを名簿に添付し一緒に保管します。
【厚生労働省健康局生活衛生課長通知平成26年12月19日健衛発1219第2号】
- 作成した日から3年間保存します。【施行規則4の2-(1)】
- 営業施設又は営業者の事務所に備えておきます。【施行規則4の2-(2)】

旅館業ひとくちメモ1

宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者が宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【国通知】

なお、パスポート番号等の記入については、テロ対策の一環で規定されています。

緊急時の対応

◇事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること【旅館・ホテル営業 施行規則4の3】

「緊急時における迅速な対応を可能とする体制について」

簡易宿所営業

- 旅館業施設と管理事務所との間に通話機器が設置されていること。
- 旅館業施設が管理事務所から速やかに駆けつけることができる範囲（概ね10分程度）であること。
- 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。

旅館・ホテル営業

- 概ね10分程度（旅館業における衛生等管理要領）



寝具など

◇寝具類について衛生措置等の措置【条例6-(3)ウ、エ】

- 衣類、シーツ、布団カバー、枕カバー等直接皮膚に接するものは、使用者ごとに清潔なものに取り替えること。
- 布団、毛布、枕等は、適切に洗濯・管理等を行うこと。

飲用水等

(岡山市簡易専用水道の取扱に係る指導指針、岡山市小規模貯水槽水道取扱要領、岡山市飲用井戸等衛生対策要領)

◇浴室の湯栓・水栓、洗面所・便所の手洗い設備への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関連法令及び要綱に従って管理してください。

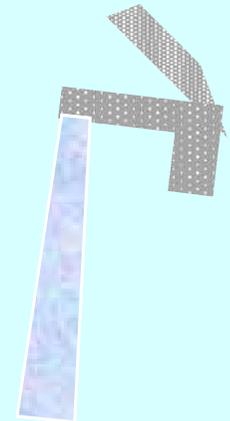
→ 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。

建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください。

種別や管理方法については保健所にお問合せください。

表：飲用水の種別

原水の種類	貯水槽の有無	水道法等による種別
水道水	なし	・直結給水方式
	あり	・専用水道 ・簡易専用水道 ・小規模貯水槽水道
水道水以外	なし	・飲用に供する井戸等
	あり	・専用水道 ・飲用井戸等



貯湯槽（衛生措置等の基準）

◇貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）を設ける場合【条例6-(4)コ】

(ア) 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏60℃以上に保つ等レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

(イ) 貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行い、内部の生物膜の除去を行うこと。

洗面所

◇洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。【条例6-(3)オ】

便所

◇便所の手洗い設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。【条例6-(3)カ】

浴室

◇客室に設けられた浴室の浴槽水については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（共同浴室）の浴槽水については、毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。【条例6-(4)ア】

◇共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。
【条例6-(4)イ】

◇浴槽水を循環させる場合の管理【条例6-(4)】

①ろ過器	1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行う等、適切に維持管理を行うこと。
②浴槽水を循環させるための配管	1週間に1回以上、適切な方法で消毒すること。 →消毒方法の例：高濃度塩素剤や60℃以上の高温水、過酸化水素などによる方法があります。
③集毛器 (ヘアキャッチャー)	毎日清掃することが望ましい。
④浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、最大でも1.0mg/L以下を超えないよう努めること。 結合塩素のモノクロラミンの場合は、3mg/L程度を保つこと。 (令和元年9月19日付け生食発0919第8号による旅館業における衛生等管理要領の改正に基づく)
⑤水質検査	原水（水道水等のみを使用したものを除く。）及び浴槽水の水質については、レジオネラ属菌等の検査を1年に1回以上行うこと。 (基準値100mL中10CFU未満)
⑥記録	ろ過装置等の設備の稼働状況を適宜点検し、適切に維持管理するとともに、その記録を3年間保存すること【条例6-(4)ケ(ウ)】

旅館業ひとくちメモ2 浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

旅館業ひとくちメモ3 レジオネラ属菌

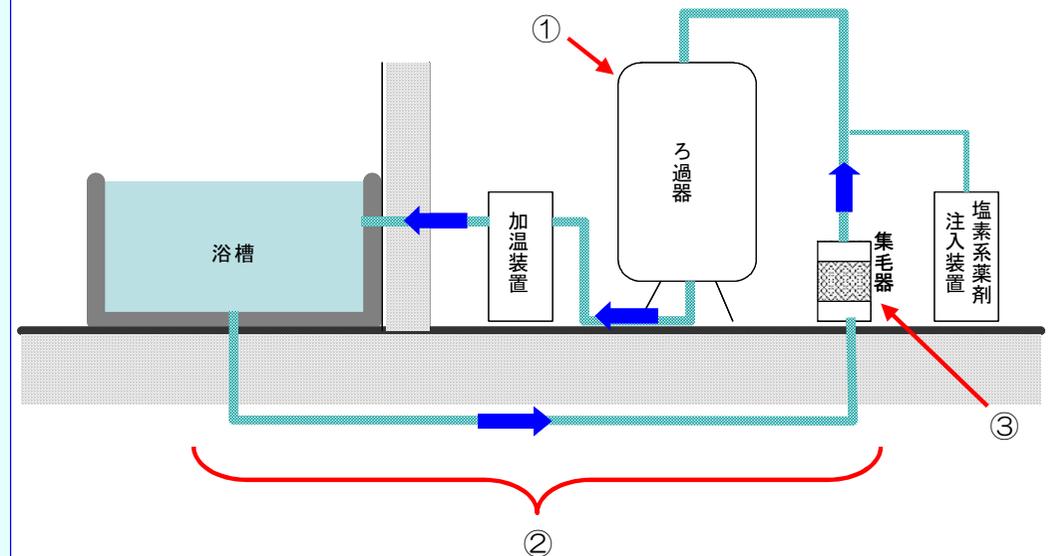
水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、発熱や肺炎の症状が見られ、高齢者等は重症になると死亡することもあります。

保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。

旅館業ひとくちメモ4 日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので、保健所に相談してください。

図：循環式浴槽の例（番号は左の管理方法に対応）



施設全般について

◇善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。【施行令3-(1)】

◇善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。【施行令3-(2)】

◇換気及び防湿【条例6-(1)ア、イ、ウ】

ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放し、機械換気設備を有する場合は十分な運転を行うこと。

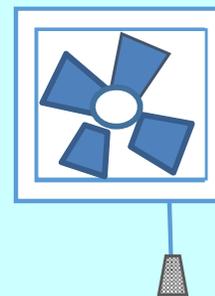
→ なお、建築物衛生法対象の特定建築物の場合、換気の指標となるCO₂濃度の基準は0.10%(1000ppm)以下です。

イ 排水設備は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにすること。

ウ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

◇採光及び照明

施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう、定期的に採光及び照明の設備の保守点検及び清掃を行うこと【条例6-(2)】



旅館業ひとくちメモ5 身体障害者補助犬



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

旅館業ひとくちメモ6 保健所の立入検査【法7】

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無などについてチェックを行います。

良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつでもあります。

お客様が気持ちよく利用できるよう、この手引きを参考に管理してください。

旅館業ひとくちメモ7 宿泊を拒むことはできません

営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません。【法5-1-(1)~(4)】

- 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき
- 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
- 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき
- 宿泊施設に余裕がないとき

条例で宿泊を拒むことが出来る事由として定めているもの【条例7-(1)~(4)】

- 宿泊しようとする者が、泥酔し、著しく異常な言動をし、又は著しく不潔な身体若しくは服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。
- 宿泊者が、法第6条第2項の規定に違反して、氏名等を告げないこと。
- 会員制度の寮等であって宿泊の申込者が会員以外であること。
- 前3号に掲げるほか、正当な理由があると認められること。

宿泊拒否の留意事項【法5-2】

営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、【法5-1-(1)~(4)】、【条例7-(1)~(4)】のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明ができるようにしておくこと。→**宿泊を拒むまでの経緯の概要等を記録しておき、3年間保存すること。**



旅館業の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請《施行規則 第1条》

- 新規旅館の建築
- 施設の移転
- 施設の大規模改築
- 営業種別の変更（旅館・ホテル営業→簡易宿所営業 など）

◆ 必要書類

* 許可申請時に必要な書類については、P6を確認してください。

※申請をしようとする場合は、必ず事前に相談をしてください。

相談時には、計画地の用途地域の把握及び平面図等を予め持参してください。

なお、市HP岡山市都市計画情報システムで用途地域を調べることができます。

◆ 変更届《施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者住所の変更
- 法人の名称・所在地・代表者の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。）
- 管理者の変更等

添付書類について提出時のお願い
官公署が証明する書類は、旅館業法の許可申請日前3ヵ月以内に発行されたものを有効と考えています。

◆ 必要書類

* 変更届

* 変更した内容のわかる書類 [施設設備図等]

法人の場合、変更内容によっては、法人登記（履歴事項全部証明書）の確認についてご協力をお願いします。

※変更届は変更後10日以内に届出をしてください。

◆ 廃止(停止)届《施行規則 第4条》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

※廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。

◆ 承継承認申請《施行規則 第1条の3、第2条、第3条》

- 営業譲渡（営業者の変更）

（個人⇔法人、A法人⇔B法人、相続できない個人の場合など）

◆ 必要書類

旅館業営業承継承認申請書（譲渡用）申請手数料7,500円

* 旅館業の譲渡を証する書類

* 申立書 役員の確認・審査等を行うため、法人登記等の確認についてご協力をお願いします。

* 譲受の法人の定款又は寄附行為の写し

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。

※相続による申請は、被相続人死亡後60日以内に提出願います。

◆ 必要書類

旅館業営業承継承認申請書（相続用）申請手数料7,500円

* 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書

* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

* 100m以内の見取図

* 相続人の範囲：法定相続人

- 営業者（法人）が合併または、分割により承継する。

◆ 必要書類

旅館業営業承継承認申請書（合併・分割用）申請手数料7,500円

* 合併若しくは分割存続する法人又は合併若しくは分割により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

* 100m以内の見取図

* 申立書

* 合併・分割後、新たに設立された法人登記（履歴事項全部証明書）の確認についてご協力をお願いします。

〈注意〉法人による旅館業の承継承認申請（営業譲渡、合併、分割）は、事前に手続き行ってください。

- ◆ ご不明な点は保健所までお問い合わせください。